

○牛久保防災まちづくり地区計画の方針

都市計画決定 平成30年9月25日

変更（区域、地区整備計画）令和2年1月31日

名 称		牛久保防災まちづくり地区計画					
位 置		豊川市牛久保町の一部					
面 積		約14.6ha					
地区計画の目標		本地区は牛久保駅の北東に位置し、古くは城下町として栄え、明治時代以降、呉服や家具を取り扱うまちとして発展してきた歴史ある地区であり、現在は、既成市街地として住宅地が形成される一団の区域である。 しかしながら、古くから市街化が進んでいたことにより面的な基盤整備が行われず、道路等の施設が不足し、また老朽化した建築物が増える等、防災上の課題を抱える地区となっていることから、地域住民主体の災害に強いまちづくりに向けた活動が行われている。 そこで、本地区は、「安心かつ安全に暮らせる計画的なまちづくりを推進する」ことを目標に、道路の整備、建築物等に関する制限を行うことにより、災害に強く快適な市街地の形成を目指す。					
区域及び保全の整備開発方針	土地利用の方針	災害に強く快適な市街地の形成を目指す。					
	地区施設の整備の方針	緊急車両の通行及び緊急・応急活動の確保のため、また、避難が困難な区域の解消を図り、避難経路を確保するため、道路を整備する。					
	建築物等の整備の方針	住宅の密集化を防止し、防災性能の向上及び居住環境の向上を図るため、道路及び避難地沿いにおける壁面の位置の制限、工作物の設置の制限、道路沿いにおけるブロック塀等の築造の制限等の誘導を行う。					
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	種類	名称	幅員	延長	配置	
		道路	道路1号	4m	約150m	計画図表示 のとおり	
			道路2号	4m	約90m		
			道路3号	4m	約95m		
			道路4号	4m	約70m		
			道路5号	4m	約70m		
			道路6号	4m	約80m		
			道路7号	4m	約170m		
			道路8号	4m	約130m		
			道路9号	4m	約60m		
			道路10号	4m	約105m		
			道路11号	4m	約130m		
			道路12号	4m	約120m		
			道路13号	4m	約40m		
			道路14号	4m	約40m		
	建築物等に関する事項	壁面の位置の制限	建築物の外壁又は、これに代わる柱の面は、計画図に示す道路の境界線及び壁面後退線（寺町公園出入口の中心から2m）を越えて建築してはならない。なお、軒先及び出窓等の建築物の部分についても同様とする。				
		工作物の設置の制限	計画図に示す道路の境界線及び壁面後退線との間の土地の区域については、工作物（地下工作物を除く。）を設置してはならない。ただし、保安上やむを得ないものはこの限りではない。				
		かき又はさくの構造の制限	道路又は避難地（寺町公園）に面するかき又はさくは、生垣又はフェンス、鉄柵等とし、コンクリートブロック塀等は設置してはならない。ただし、その部分の高さが60cm以下のもの又は門柱等にあつてはこの限りではない				

「区域及び壁面後退線の位置は、計画図表示のとおり」